

議員定数と報酬のあり方について(議員報酬の検討視点)

● 原則(検討手法)

NO	方式	特徴
1	標準方式 (全国町村議会議長会 標準モデル方式)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 首長の給料を基準として算出する。 ○ 議員の議会活動日数に日常の議員活動日数(住民対応・調査研究)を加味し、首長の活動日数と比較する。 ○ その割合に首長の給料月額を乗じて議員報酬を算出する。
2	比較方式 (類似団体比較)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町村議会実態調査結果の概要(全国町村議会議長会発行)の統計資料を根拠とする。 ○ 参考要素は高いが、根拠(説得性)としては低い。
3	収益方式 (成果重視)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収益の視点は重要だが、算定方法は確立していない。 ○ 報酬との関連付けは困難である。
4	原価方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ スタンダードな例としては、①議会活動、②議員活動、③議会活動・議員活動に付随した活動(質問や議案に関する調査等)、④それ以外の議員活動(議員として関わる住民活動等)を中心にそれぞれ時間数を積算し、当該時間日単位に換算後、首長の活動日数と比較する。 ○ 上記の割合に基づき、首長の給料から議員の報酬を算出する。

● 留意点

NO	議員報酬を検討する上での留意事項
1	議員報酬は、時間給でも給与(=常勤職)でもない(公選職)
2	議員報酬は、活動量によって変化する可能性を前提とする。
3	夜間議会の可能性(労働法制等の整備を前提がなければ拙速な夜間議会の導入は議会力減)
4	議員の期末手当は給与と連動しないため独自の論理が必要(期末手当は業績反映が趣旨)
5	議員の諸手当(育児手当等)は法的根拠がないため、今後の議論(「公選職」の規定導入)
6	報酬を区分する発想は客観的基準(議長・副議長・委員長)以外は慎重にすべき。

※ 江藤俊昭議会サポーター(大正大学社会共生学部公共政策学科教授)研修会資料から引用(R3.8.22)

※ 「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告(H31.3)(町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会発行)」から引用